

75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象です

# 長寿医療制度 (後期高齢者医療制度) のお知らせ



**保険料率が  
変わります**

加入者（被保険者）の方にお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を決めることとなっております。  
平成22・23年度の新しい保険料率を、お知らせします。

<b>均等割</b> (加入者が等しく負担)	平成20・21年度 (年間)	→	平成22・23年度 (年間)
	<b>43,143円</b>		<b>44,192円</b> 1,049円増
<b>所得割</b> (加入者の所得に応じて負担)	平成20・21年度 (年間)	→	平成22・23年度 (年間)
	<b>9.63%</b>		<b>10.28%</b> 0.65ポイント増

## ●保険料の計算方法（平成22年度）

保険料は、全ての加入者（被保険者）の方にかかります。

保険料額は、加入者（被保険者）が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

世帯主や加入者（被保険者）の所得に応じて、保険料の軽減があります。

<b>均等割</b> (一人当たりの額) <b>44,192円</b>	+	<b>所得割</b> 【本人の所得に応じた額】 (平成21年中の所得－33万円) × 10.28%	=	<b>1年間の保険料</b> (100円未満切り捨て) (限度額50万円)
---	---	---	---	---

※この保険料率に基づく平成22年度の保険料額は、7月に「保険料額決定通知書」により個別に通知します。

## ●単身世帯（世帯主）で年金収入のみの場合の保険料

年金収入	均等割 軽減	所得割 軽減	21年度までの 保険料（年間）	22年度からの 保険料（年間）	増減 (対21年度)
80万円	9割	－	4,300円	4,400円	100円
153万円	8.5割	－	6,300円	6,600円	300円
168万円	8.5割	5割	13,500円	14,300円	800円
180万円	2割	5割	47,500円	49,200円	1,700円
211万円	－	5割	71,000円	74,000円	3,000円

## ●保険料の軽減について

(1)均等割の軽減～所得に応じて、均等割44,192円が以下のとおり軽減となります。

(軽減は、世帯の加入者全員と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。)

所得が次の金額以下の世帯	平成21年度		平成22年度 均等割額	比較
	軽減割合	均等割額		
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下でほかの所得がない	9割軽減	4,300円	4,400円	100円増
33万円	8.5割軽減	6,300円	6,628円	328円増
33万円+ (24万5千円×世帯主以外の加入者数) ※単身世帯の方は該当しません	5割軽減	21,571円	22,096円	525円増
33万円+ (35万円×世帯の加入者数)	2割軽減	34,514円	35,353円	839円増

※保険料の計算は、均等割額と所得割額を合算後に、100円未満を切り捨てます。

(2)所得割の軽減～加入者個人の所得で判定します。

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減となります。

例) 年金収入180万円の場合

\*軽減判定⇒180万円-120万円(公的年金等控除)-33万円(基礎控除)=27万円(軽減に該当)

\*所得割⇒27万円×10.28%×5割=13,878円(年間保険料のうち所得割額分)

(3)被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず均等割が9割軽減となります。

※被用者保険とは…

全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601)

役場住民課年金保険係(1階④番窓口☎485-2111内線128)

小野

(磯分内)

フミンさん



本間

(川上)

ツルヨさん



長寿99歳

おめでとうございます

〈平成22年1月該当〉

掲載に同意いただいた方のみ掲載しています。

お誕生日を迎えられた方を紹介します



尾崎

(川上)

与一さん



長寿88歳

おめでとうございます

〈平成22年1月該当〉

掲載に同意いただいた方のみ掲載しています。